

油の流出事故を防止



県内では、灯油などの油が河川等へ流出する「油流出事故」が毎年約200件程度発生しており、事業場に設置される貯油タンクやその配管の破損、油水分離槽の管理不徹底などを原因とする事故も多く通報されています。

油流出事故は、環境汚染のほか火災の危険、水道取水の停止、農業被害などが発生するおそれがあり、原因者は、その対策費用を求められることがあります。

以下の事項に注意し、油の流出を防止しましょう。

注意事項



- 1 貯油タンク、配管の点検を定期的に行い、故障や破損などがあった場合は、適切に修理する。
- 2 積雪や落雪、除雪により貯油タンクや配管が破損しないように注意する。
- 3 防油堤の点検管理を適切に行う。
〈ひび割れの点検、水抜きバルブの管理など〉
- 4 油水分離槽の維持管理を適切に行う。
〈定期的に清掃を行うなど〉
- 5 油が流出したら、適切に応急措置を行い、消防、市町村または県（環境センター）に連絡する。



事例1 ～住宅からの油流出～

令和2年2月
信濃川水系五十嵐川

ホームタンクからポリタンクへの小分け中にその場を離れたため、灯油が約360L漏れ、一部が五十嵐川支川に流出。

【五十嵐川支川に広がる油膜】



事例2 ～事業場からの油流出～

平成30年2月
信濃川水系新川排水路

落雪により重油配管が破損したため、A重油が100L漏れ、一部が新川排水路に流出。

【破損して折れた配管】



油流出事故の多くは「取り扱いの不注意」や「管理の不徹底」が原因です。きれいな河川を守るために、ご協力をお願いします！



油が流出したら流れ出ないように応急処置し、下記にご連絡をお願いします。

お住いの市町村	機関名	電話番号
新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新発田地域振興局環境センター	0254-26-9047
三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町	三条地域振興局環境センター	0256-36-2231
柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局環境センター	0258-38-2533
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局環境センター	025-772-8154
糸魚川市、妙高市	上越地域振興局環境センター	025-524-4237
佐渡市	佐渡地域振興局環境センター	0259-74-3428
新潟市	新潟市環境対策課	025-226-1371
長岡市	長岡市環境政策課	0258-24-0528
上越市	上越市環境政策課	025-520-5690

■ 水質汚濁防止法に基づく「事故時の措置」について ■

- 水質汚濁防止法第14条の2第3項において、貯油施設等※を設置する事業者は、事故で油が河川などに排出され、または地下に浸透したことにより生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、①排出または浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、②速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県知事または水質汚濁防止法政令市長に届け出なければならないと規定されています。

※重油、灯油、軽油、揮発油等を貯蔵する貯油施設及びその油を処理する油水分離施設